

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令の公布等について（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府・厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行される。

本改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の概要

改正省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）第 34 条の 20 において、都道府県等の障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（障害福祉計画に定める当該指定障害福祉サービスの必要な量に達しているとき等）に指定をしないことができる仕組み（以下「いわゆる総量規制」という。）の対象となる障害福祉サービスに、共同生活援助を追加する。また、施行規則第 34 条の 22 に第 4 号を新設し、共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請を行う場合の提出書類の記載事項について、施行規則第 34 条の 19 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 10 号に掲げる事項並びに利用定員と定める。（別添 1 及び別添 2）

第 2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

第 3 その他

いわゆる総量規制の対象に共同生活援助を追加するにあたり、強度行動障害の状態

にある者や医療的ケアを必要とする者等の重度障害者など地域の個別ニーズが高い者への運用について留意事項をまとめたため、御参照いただき、適切な運用をお願いします。(別添3)